



青葉ニュースレター

Vol. 61

2017年11月18日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループおよびその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規および関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用およびその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ：

香港：香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL：(852) 2802 1092 FAX：(852) 2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10) 6522 8158 FAX：(86-10) 6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20) 3878 5798 FAX：(86-20) 3878 5337

目 次

会社法の司法解釈(四)	4
【背景】	4
【影響】	4
【主な内容】	4
国務院の外資投資促進に関する若干措置の通知	7
【背景】	7
【影響】	7
【主な内容】	7
クロスボーダー課税行為の免税届出新政策	10
【背景】	10
【影響】	10
【主な内容】	10
区をまたぐ課税事項の新規定	12
【背景】	12
【影響】	12
【主な内容】	12
『増値税一般納税人資格登記管理弁法』意見募集稿	14
【背景】	14
【影響】	14
【主な内容】	14
広州住所（経営場所）の自主申告制度	16
【背景】	16
【影響】	16
【主要内容】	16

会社法の司法解釈(四)

【背景】

近年、持分譲渡、株主の情報開示請求権、および会社決議等に関する争議の割合が高まっており、会社関連の争議の中でも、発生頻度の高い案件となっている。2016年12月5日に、最高人民法院審判委員会による第1702回会議の討議を経て、『最高人民法院の「中華人民共和国会社法」適用に関する若干問題の規定』（以下、『解釈』）が可決された。当該規定は、2017年9月1日より施行される。

【影響】

当該司法解釈では、企業の管理システムの規範化、企業の決議効率の改善、株主の情報開示請求権の保護、株主への利益配分の救済等を強化している。また、各級の人民法院が、企業紛争案件の審議において遭遇する問題、会社法適用時の問題を明確化し、人民法院が会社法を適用することを容易化した。

【主な内容】

一、決議効力瑕疵訴訟制度の改善

『解釈』は主に下記の3つの方面にて、決議効力瑕疵に関する訴訟時の法律適用規定を改善した。

- (1) 決議不成立に対する訴訟、決議無効に対する訴訟および決議撤回に対する訴訟に関して、3つの異なる規定を設けた。
- (2) 決議効力案件の原告の範囲を明確にした。
- (3) 決議無効の確定、或いは決議撤回の法的効力を明確にした。

二、株主の情報開示請求権の法的保護を強化

『解釈』は『会社法』における株主の情報開示請求権の関連規定を適用するにあたり遭遇しうる法的解釈の問題に対し、以下の規定を設けた。

- (1) 訴訟の利益原則の結合：第7条にて、株主は会社法第33条、第97条の規定により訴訟権を有することを明確にし、また有限会社設立時に投資をした株主が訴訟権を有することを明確にした。
- (2) 司法実践経験の結合：株主が会社の会計帳簿を閲覧することに関して、不当な目的を有する可能性があるものを列挙し、会社が拒否権を行使できる境界を明確にした。
- (3) 会社が定款、株主間協議の方式により、株主の情報開示請求権を剥奪してはならないと明確にした。
- (4) 株主の情報開示請求権の行使を保障し、株主が仲介機関に閲覧サポートを依頼することに関して規定を設けた。
- (5) 株主が、法律に基づき職責を履行していない会社の董事、高級管理人員に対して行う損失賠償に関する規定を設け、根本的に株主の開示請求権を侵害することを防止している。

三、株主の利益分配の司法救済

利益分配は、商業判断および会社の自治の範疇であり、人民法院は一般的に介入すべきではない。しかし、近年、会社の大株主が持分あたりの権利が同等であるという原則、株主が権利を濫用してはならないという原則を無視して、小株主を排斥し、会社の利益を分配せず、小株主の利益分配権が侵害される現象がしばしば発生している。これに対して、『解釈』第15条にて、会社の株主が権利を濫用し、利益を分配せず他の株主に損害を与えた場合、司法は適度に関与し、会社の自治の乱れを矯正するとしている。

四、株主の優先購買権の行使と損害救済規定

『解釈』は、株主の新株優先引受権のプロセスを細分化した。次に、株主の新株優先引受権の行使の境界、および損害救済制度について明確にした。また、株主の新株優先引受権に関する持分譲渡契約の効力における実務上の解釈を容易化した。

五、株主の代表訴訟制度の改善

- 1) 会社法第 151 条が規定する 2 種類の異なる訴訟を明確にした。
- 2) 株主の代表訴訟制度を改善し、株主訴訟中の当事者の地位、勝訴利益の帰属、訴訟費用の負担等の問題について、具体的な規則を設けた。

【法規リンク】

最高人民法院の『中華人民共和国公司法』適用に関する若干問題の規定(四)
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-57402.html>

国務院の外資投資促進に関する若干措置の通知

【背景】

グローバルの範囲で見ると、金融危機以降、世界経済は不安定要素が多く、反グローバリゼーション思想により、世界的に外資誘致が下降している状況である。このような環境において、中国の国内経済は安定成長している。中国は主に低コストをメリットに外資を誘致していたが、今後は、主に市場規模、インフラ設備および人力資源をメリットに誘致するよう転換して行く必要がある。このような転換期において、外資を利用するには、運営環境の改善、誘致力の向上が必要となる。

【影響】

この通知は、外資参入条件の制限を減らし、財税支持政策により、企業の運営環境等を具体的に改善することを明確にした。当該政策の発表は、企業の運営環境の法治化、国際化、利便化をもたらし、外資系企業の障害や困難を解決し、外資の誘致力を更に高めるものである。

【主な内容】

一、外資の参入条件の制限の更なる緩和

外資の参入条件を更に開放し、外資参入による国民待遇への影響の管理とネガティブリストの管理制度を全面的に実施する。自由貿易区にて試行を行ったネガティブリストの全国展開を迅速に行う。継続的に 12 領域/業界の開放を行い、特に 12 領域開放のタイムスケジュールを明確にする。12 領域の中には、外資が注目している産業も含まれている。

二、制定財税支持政策

国外投資者が、中国における利益拡大のために中国国内で投資することを奨励する。サービスアウトソーシングの模範都市において、条件に合致する先進技術サービス企業の個人所得税優遇政策を、全国展開する。外資の利用と外資投資の促進により、多国籍企業の中

国での地域本部設立、外資の西部地区、および東北工業基地への移転を奨励する。また、誘致プラットフォームと重大プロジェクトを重点的に支持する。

三、国家級開発区の総合投資環境を改善する。

国家および開発区総合投資環境の改善に対し、下記の4つの奨励措置が設けられている。

- 1) 国家および開発区が投資管理の権限賦与の拡大
- 2) 関連プロジェクトの遂行
- 3) 資本導入の拡大
- 4) 産業の付帯サービスの能力向上の促進

四、人材出国の利便化

外国人の誘致制度を改善し、国際ハイレベル人材の誘致を強化する。

五、運営環境の改善

運営環境の改善点は、全部で以下の8方面である。

- 1) 外資の法律体系の改善
- 2) 外資投資環境におけるサービスレベルの向上
- 3) 外国投資者の利益国外送金の自由化
- 4) 外商投資企業のデータ管理の共有および業務協力の改革推進
- 5) 外資のM&A方式による国内企業の組織再編の奨励
- 6) 外資企業の知的財産保護の改善
- 7) 国際環境開発の競争力向上
- 8) 外資政策の持続性、安定性等の向上

【法規リンク】

『国务院の外資強化に関する若干措置の通知』

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-08/16/content_5218057.htm

クロスボーダー課税行為の免税届出新政策

【背景】

営業税から増値税への変更改革の過程において、各方面は、政策の執行において発生する実務上の問題に関して、政策の統一と明確化が求められることを報告した。これに対し、税務総局は、『クロスボーダー課税行為免税届出等、増値税問題の公告』（国家税務総局公告 2017 年第 30 号、以下「公告」）を定め、4 つの方面の問題を明確にした。

【影響】

「公告」は納税人に発生したクロスボーダー課税行為は、規定に基づき免税届出手続きを行った後、同様の業務に関しては、改めて届出手続きは不要と定めた。

【主な内容】

- 一、クロスボーダー課税行為の免税届出の問題：納税人に発生したクロスボーダー課税行為に対して、規定に基づき免税届出手続きを行った後、同様の業務は、再度届出を行う必要はなく、調査時のために関連の免税証明資料を保管しておけばよいことを明確にした。
- 二、交通運送の仕入増値税控除の問題：納税人が運送請負人の立場で運送委託人と運送サービス契約を締結し、運送費を受領する。また、運送請負人の責任を担った上で、運送を実際に行う業者に委託する。すべて或いは一部の運送サービスが完了した際、実際に運送を行う業者に、運送サービスを行うために提供した石油精製品、および道路、橋、水門の通行料は、合法で有効な増値税控除証憑を取得した場合、規定に基づき仕入税を控除できる。
- 三、個人の増値税発票代理発行に関する問題：外部に不動産を貸し付ける個人（自然人）が適時賃貸人に発票を発行でき、賃貸人の発票取得率を高め、貸し手および借り手の双方の負担を軽減することを目的とし、「公告」は、不動産仲介会社・住宅賃貸会社等が代

理で税務機関に増値税発票の代理発行を申請することができる
と定めた。

四、手形の割引、インターバンクディスカウント業務の発票発行の
問題：2018年1月1日より、手形の割引、インターバンクディス
カウントの業務を展開している金融機関は、いずれも実際に手形を
所有していた期間の利息収入により増値税の納税額を計算する。
上記政策は、割引人の全額割引の需要を満たすため、割引人が、
初回の手形の割引を申請した際、割引を行う機関は、手形の割引
利息に基づき、割引人に全額の増値税普通発票を発行する。イン
ターバンクディスカウントを実施する機関は、インターバンクデ
ィスカウントの利息に基づき、割引人に対して増値税普通発票を
全額発行する。

【法規リンク】

『クロスボーダー課税行為免税届出等の増値税問題に関する公告』

<http://www.ahhb-l-tax.gov.cn/huaipei/nsfw/ssgg/1502985600100051.htm>

区をまたぐ課税事項の新規定

【背景】

税務総局は、『国家税務総局の税務システム「行政のスリム化と権限委譲」の更なる改革による税収環境の改善に関する若干の意見』（税総発〔2017〕101号）の実施により、納税人の納税手続きの利便化、税収管理効率の向上のため、区をまたぐ課税行為の検査管理制度革新、区をまたぐ企業の課税事項全国手続きのため、続けて『区をまたぐ企業の課税項目全国手続きの通知』（税総発〔2017〕102号）、『区をまたぐ課税項目の検査管理制度革新の通知』を発表した。

【影響】

政府機構の簡素化、権限の地方行政部門への委譲、監督方式の革新、納税サービスの継続的な改善、税関連規定の執行に有利であり、納税人の納税コストを削減し、事務効率を高めるものである。

【主な内容】

- 一、『102号文』区をまたぐ課税行為の検査管理制度の革新に関して：
 - 1)「外地経営活動税収管理」の名称を「区をまたぐ課税事項検査管理」と改める。
 - 2)納税人が、区をまたいで事業が発生する前に関連の証明を発行しないと定めていたが、『区をまたぐ課税事項報告表』を記載するという規定に変更。
 - 3)区をまたぐ課税事項検査管理の固定の有効期限を撤廃し、区をまたぐ事業契約の契約執行期限を有効期限とすると定めた。
 - 4)区をまたぐ課税行為の検査報告管理のデータを電子化した。
- 二、『103号文』により、省をまたいで経営を行う企業の一部の課税項目は、全国共通手続きとする。
 - 1)統一手続き：全国統一手続きとは、省をまたいで（自治区、直轄市、計画単列市）経営している企業は、所在地の税務機関にお

いて、外地課税項目の申請をすることができる。全国統一手続きの範囲となる課税項目は4カテゴリー15項目ある。

1. 課税データ報告類：預金口座の口座番号の報告、財務会計制度および会計ソフトの報告する。
 2. 申告納税類：納税を滞納している者が不動産或いは高額の資産を処分する際の報告、納税人の合併と分立状況の報告、外部委託賃貸しの状況報告、企業年金職業年金の源泉納付報告。
 3. 優遇届出類：増値税優遇の届出、消費税優遇の届出、企業所得税優遇の届出（税法の規定により、本部機関により統一して企業所得税優遇の届出をしている場合を除く）、印紙税優遇の届出、車両船舶税の優遇届出、都市維持建設税の届出、教育費付加税の優遇届出。
 4. 証明手続き類：納税済み証明の発行、個人所得税納税済み証明の発行。
- 2) 統一手続き：全国の統一手続きの課税項目は、「外地で受付、内部で移管、管轄地で処理、フィードバック」の処理方式により行う。納税人は、規定により資料および委託授權書を受理する税務機関に提出して申請を行い、税務機関が資料を受理した後、管轄の税務機関に伝達される。納税人は、税務結果を郵送にて受領するか、或いは主管税務機関の窓口にて受領することができる（具体的なフローは別途定める）。

【法規リンク】

『区をまたぐ企業の課税項目全国手続きの通知』（税総発[2017]102号）

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2829786/content.html>

『区をまたぐ課税項目の検査管理制度革新の通知』を発表した。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2829818/content.html>

『増値税一般納税人資格登記管理弁法』意見募集稿

【背景】

『増値税一般納税人資格認定管理弁法』（国家税務総局令第22号）が2010年3月20日に施行されて以来、政策に重大な変化が生じている。主な変化として、2016年5月1日から、営業税から増値税に変更改革が全国展開され、2016年4月1日から、小規模納税人は、4半期毎の申請となった。なお、国家税務局は9月1日に『増値税一般納税人資格認定管理弁法（意見募集稿）』（以下、『弁法（意見募集稿）』）を公表し、一般公開で意見を募集した。意見フィードバックの期日は2017年9月30日である。

【影響】

『弁法（意見募集稿）』は、増値税一般納税人資格の登記の規範化と、納税の利便性に有利となるものである。

【主な内容】

『弁法（意見募集稿）』の内容は以下の通りである。

一、年間の課税売上額の計算基準を細分化

『弁法（意見募集稿）』に記載されている年間売上額とは、納税人が12ヶ月を超えない経営期間内の増値税売上税の累計額である。納税申告の売上額、税務検査により補充した販売額、納税評価により調整した売上額が含まれる。

納税人が「貨物販売、加工修理・整備」および「サービスの販売、無形資産或いは不動産の販売（以下、『課税行為』）」を兼業している場合、それぞれ分けて計算をし、一般納税人資格の登記基準を適用する。

二、一般納税人資格の登記を行わない状況の明確化

- 政策の規定に基づき、小規模納税人を選択していること
- 年間の課税販売額が、規定の基準を超えているその他個人であること

三、納税人が一般納税人資格の登記プロセス

納税人は、事実に基づき『増値税一般納税人登記表』を記載し、税務登記証明書を提供する。納税人の記載内容と税務登記データの情報が一致している場合、主観税務機関はその場で登記する。納税人の記載内容と税務登記の内容が一致していない場合、或いは記載要求に合致していない場合、税務機関はその場で納税人に修正内容を伝える。

四、増値税専用発票の発行開始日

納税人は、一般納税人資格が有効になった日から、一般納税人の計算方法に基づき納税額を計算し、規定に基づき増値税専用発票を受領することができる。

税務局は、一定期間内に、規定遵守度の低い一般納税人に対して、納税指導期間を設けて管理を行う。

【法規リンク】

『増値税一般納税人資格登記管理弁法』（意見募集稿）

<http://hd.chinatax.gov.cn/hudong/noticedetail.do?noticeid=1513319>

広州住所（経営場所）の自主申告制度

【背景】

9月の始めに、広州市が正式に『市場参入環境改善の若干意見』を発表した後、9月15日に、広州は正式に住所（経営場所）の自主承諾制度を実施した。これは、新たな市場参入環境の改善が正式に実施段階に入ったことを意味する。

【影響】

自主承諾申告制度は、住所（経営場所）の簡略化と規範化により、更に多くの場所資源を生み出す。企業の運営場所に対して発生するコストを低下させ、企業登記制度改革を更に深め、一般市民による起業、イノベーションを促進する。

【主要内容】

一、自主承諾制の実務処理

2017年9月15日より、申請者が企業の登記を行う際、『広州市商事主体住所（経営場所）自主承諾申告ネガティブリスト』に該当するもの以外、『商事主体住所（経営場所）自主承諾申告表』を提出し、経営場所使用証明とすることができる。申請者は申告した住所（経営場所）の情報の真実性と合法性に責任を持たなければならない。

二、その他状況の処理

企業が、住所（経営場所）を変更或いは経営場所を追加する場合、暫時住所（経営場所）自主承諾制度は適用されない。外地から広州市に移り登記を行う場合は、実際住所（経営場所）自主承諾申告制度が適用される。

三、処罰規定

登記機関が、自主申告住所（経営場所）企業に対して、重点的に監督管理を行い、虚偽の住所の存在を発見、登記住所で経営をしていない、或いは登記住所にて連絡が取れない等の状況を発見した場合は、『公司登記管理条例』等の規定により処罰を下す。

【法規リンク】

広州市工商局『住所(経営場所)の自主承諾申告制度の通知』

http://www.gzaic.gov.cn/zwgk/gkml/qt/tzgg/201709/t20170912_673975.htm